

## 災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」のお知らせ

### ＜はじめに必ずお読みください＞

○本制度の利用に当たっては、修理前の被害状況が分かる写真が必要となりますので、必ず写真を撮影しておいてください。

○本制度は、修理費用を市が修理業者に直接支払う制度となっています。修理実施前に市への申込が必要となります。

※既に修理業者に発注している場合は、支払う前に速やかに建築住宅課にご相談ください。

### 1. 制度の概要

令和7年台風第15号による被害を受けた住宅のうち、一定規模以上の被害が発生した世帯を対象に、被災した住宅の居室、台所、トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、市が業者に依頼し、修理費用を市が直接支払う制度です。修理期間は原則3か月以内となります。→※修理期間が6か月以内に延長されました。

### 2. 対象者

以下の要件(1)(2)を全て満たす方（世帯）

- (1)・住宅が「準半壊」、「半壊」の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない方  
・住宅が「中規模半壊」、「大規模半壊」の被害を受けた方

※被害の程度は、市が発行する「り災証明書」をご確認ください

※全壊であっても、修理することで居住することが可能となる場合には、個別に対象となる場合があります。詳しくは建築住宅課へご相談ください

- (2) 応急修理の実施によって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること

### 3. 応急修理の範囲

壊れた床・壁、壊れたドア・窓等の開口部、壊れた屋外給湯器など、日常生活に欠くことができない部分であって、緊急に応急修理を行う必要がある部分

※家電製品（エアコン等）の修理、畳のみの交換は対象外

### 4. 限度額

住宅の応急修理のために市が支出できる一世帯あたりの限度額

・「準半壊」・・・・・・・・・・・・・・・・限度額358,000円

・「半壊」「中規模半壊」「大規模半壊」・・・・限度額739,000円

※限度額を超える費用、対象外部分の費用は自己負担となります。

### 5. 申込に必要な書類

①住宅の応急修理申込書（様式第1号）

②市が発行する「り災証明書」

③施工前の被害状況がわかる写真

④資力に関する申出書（様式第2号）

⑤修理見積書（様式第3号）

※申請様式については、藤枝市HPでもダウンロードいただけます。



### 6. 申込方法

必要な書類を建築住宅課窓口にご提出ください。

＜お問い合わせ＞

藤枝市役所 都市建設部 建築住宅課

TEL : 054-643-3481